

⑧ 野焼きは禁止されています

「野焼き」とはごみを野外で燃やす行為のことで、一部例外を除き法律で禁止されています。「行為者が火元から離れているようで火事が心配」「洗濯物が干せない」など多くの苦情が寄せられていますので、少量であってもごみは集積所に出すなど適正に処分しましょう。

また、農業や林業を営むためのやむを得ない焼却については例外とされていますが、煙の量や風向きによって近隣トラブルが増えていて、特に消火しきれていないとの通報が多いほか、火災の原因にもなっています。周辺地域の生活環境への影響が著しいものは指導の対象となる場合がありますので、次のことに配慮していただくようお願いします。

- ・火元を住宅に近づけすぎない
- ・火を付けたら火元から離れない（最後まで消火できたことを確認すること）
- ・強風時は避け、風向き、時間帯を考慮する
- ・近隣との距離に気を付け、煙の量や臭いが周囲の迷惑にならない程度にとどめる
- ・事前に近隣への声かけなどを行い、相互理解を図る

※地域の生活環境への配慮をお願いします。

問 環境保全課（内線 125） 笠間支所地域課（内線 72115） 岩間支所地域課（内線 73115）

⑨ 土地・家屋価格等縦覧帳簿および名寄帳の閲覧を行います

縦覧とは、自己資産の評価が適正かどうかを判断するために、市内の土地・家屋の価格を確認できる制度で、4月1日から第1期の納期限まで実施しています。

期間 4月1日（水）～30日（木）

場所 笠間市役所本所 税務課 各支所の地域課

縦覧できる方 市内に土地または家屋を所有する方、納税管理人、相続人（所有者が死亡している場合）等

持ち物 本人確認ができるもの（免許証、マイナンバーカード等）の他、次のものをお持ちください。

| | |
|-----------|----------------------|
| 所有者、納税管理人 | 納税通知書、課税明細書・・・① |
| 所有者等の代理人 | ①または委任状（委任者の押印があるもの） |
| 法人の社員 | ①または法人の印が押された委任状 |
| 所有者の相続人 | ①または相続関係が確認できる書類 |

※手数料は無料です。

※縦覧帳簿のコピーはできません。

※縦覧期間中は、名寄帳の閲覧および交付については、無料となります。

問 税務課（内線 110）

**新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の電話相談窓口
帰国者・接触者相談センター**

茨城県庁内 TEL 029-301-3200 24時間（土日・祝日も実施）

FAX 029-301-6341

水戸保健所 TEL 029-241-0100 9時～17時（平日のみ）